

第1号様式（第5条関係）

品川区長あて

品川区認可外保育施設等施設等利用費請求書

認証保育所(認可外保育施設)・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費

【 2025年7月 から 2025年9月 分まで 】

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の支給について、下記のとおり請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んでください。
なお、施設等利用費の審査に当たり、次の事項に同意します。

- 1 申請者と認定子どもが、品川区内に居住していることを品川区が住民基本台帳等の公簿等で確認すること。
- 2 実際に利用していることおよび利用料の支払状況を品川区が対象施設に確認すること。
- 3 公簿や保育入園調整課に提出している税資料等にて品川区が課税状況を確認すること。

■ 添付書類

- 1 認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育を利用した場合
 - (1) 品川区特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証(第2号様式)の写しまたはこれに準ずるものの写し
 - (2) 品川区特定子ども・子育て支援提供証明書(第3号様式)の写しまたはこれに準ずるものの写し
- 2 子育て援助活動支援事業を利用した場合
 - (1) 援助を行う会員(提供会員)が発行した活動報告書の写し

■ その他

- 1 提出内容に変更があった場合は、変更届を提出してください。

(施設等支給認定保護者)	フリガナ 保護者氏名	(下記児童との関係)									
	住所 電話番号	郵便番号 ー 自宅電話 () 携帯電話 ()									
振込口座	金融機関	銀行 信用金庫 信用組合 支店出張所									
		普通	店番号		口座番号						

(フリガナ) 児童氏名(認定子ども)	生年月日	(保育の必要性の認定番号) 認定種別	令和7年7月からの 住所について
()	年 月 日	() ☐ 第2号 ☐ 第3号	☐ 現住所のとおり ☐ 転入した ☐ 転出した
※「転入した」「転出した」にチェックした場合のみ記載 ※日割計算が必要です。詳細は裏面下部※1をご覧ください。			
転入(出)日 年 月 日			

1	(フリガナ) 利用した保育施設・事業名	所在地	
	()	郵便番号	
		電話番号 ()	
	契約利用料 ※該当箇所のみご記入ください。	支払額 ※領収書の金額と一致していることをご確認ください。	
	☐ 月額 円	7 月分	円
	☐ 日額 円	8 月分	円
	☐ 時間額 円	9 月分	円

A1
B1
C1

2	(フリガナ) 利用した保育施設・事業名	所在地	
	()	郵便番号	
		電話番号 ()	
	契約利用料 ※該当箇所のみご記入ください。	支払額 ※領収書の金額と一致していることをご確認ください。	
	☐ 月額 円	7 月分	円
	☐ 日額 円	8 月分	円
	☐ 時間額 円	9 月分	円

A2
B2
C2

3	(フリガナ) 利用した保育施設・事業名	所在地	
	()	郵便番号	
		電話番号 ()	
	契約利用料 ※該当箇所のみご記入ください。	支払額 ※領収書の金額と一致していることをご確認ください。	
	☐ 月額 円	7 月分	円
	☐ 日額 円	8 月分	円
	☐ 時間額 円	9 月分	円

A3
B3
C3

支払総額 ①	支給上限月額 ② ※1	請求額 ①と②を比較し、小さい額を記入	
7 月 (A1 + A2 + A3)	2号認定 <u>37,000円</u> (3～5歳)	7 月	円
円		8 月	円
8 月 (B1 + B2 + B3)		9 月	円
円	3号認定 <u>42,000円</u> (0～2歳 住民税非課税世帯)	計	円
9 月 (C1 + C2 + C3)			
円			

※1 日割り計算について
月途中で認定期間が終了する、または開始される場合か、市町村間の転出入の場合、月額限度額は次のとおりとなります。

- ・月途中で認定期間が終了する場合、または別の市町村へ転出する場合の限度額
37,000(42,000)円× 転出日までの日数÷その月の日数
- ・月途中で認定期間が開始される場合、または別の市町村から転入した場合の限度額
37,000(42,000)円× 転入先での認定日からの日数÷その月の日数

受理欄